

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第175号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則の制定について

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第13条第4項第1号」を「第13条第3項第1号」に改める。

附則に次の2項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 4 京北町の区域の編入の日前の同町の区域内に住所を有する者の平成17年度分までの介護保険の保険料の減免の手続については、旧京北町介護保険料減免規則の例による。
- 5 旧京北町介護保険料減免規則第1号様式及び第2号様式は、これらの様式にかかわらず、「京北町長」とあるのは「京都市長」と、「京北町介護保険料減免規則」とあるのは「旧京北町介護保険料減免規則」とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)